

特定行為看護師の活動の実際

特定行為看護師・感染管理認定看護師 太田岳志

特定行為看護師は、今までは医師が行っていた医療行為の一部を医師の判断を待たずに、医師が作成した手順書により行う事が可能となります。私は、2018年3月に「栄養及び水分管理薬剤投与」の特定行為研修を修了し、さらに2019年



3月に「呼吸器」「動脈血液ガス分析」「**感染薬剤投与**」「創傷管理」「精神及び神経症薬剤投与」を修了し、現在は、「**末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入(以下、PICC)**」の実習最中で、今年9月に修了できれば、計9行為17区分の特定行為が行えます。現在、救急・ICUに勤務し、医学の視点から疾患や症状を理解し、状態を見極め、タイムリーな対応によって、患者を「治療」「生活」の両面から支えていけるよう活動を始めています。また、当院は退院直後の退院後訪問や通院が困難な居宅訪問指導を積極的に行っており私も同行しています。住み慣れた地域での治療を継続して行えるという点で、在宅医療のニーズは高まっています。

感染管理認定看護師として **AMR 対策 (AST や抗菌薬の提案)** や PICC の普及、また特定行為看護師としてのアセスメント力を生かし、**急性期病院、在宅医療**の双方の場において、活動していけるよう医師、地域の皆様のご協力とご理解を得ながら安全に活動を進めて行きたいと思います。

